

自動体外式除細動器（AED）賃貸借（リース）仕様書

- 1 件 名 自動体外式除細動器（AED）賃貸借
- 2 数 量 14 台
- 3 設置場所 別紙参照
- 4 契約期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日まで。
- 5 契約方式 リース方式とする。
- 6 支払方法 月末締め翌月払いとする。
- 7 仕 様 自動体外式除細動器（AED）の賃貸借契約については、次の仕様条件を満たす機種とする。

医療用具（除細動器）	「非医療従事者向け自動除細動器」として医薬品医療機器等法の承認を得ていること。
重 量	3.5 k g 以下
出力波形	二相性
音声メッセージ	日本語の音声アナウンスにより操作説明があること。
AED 本体	AED 本体に液晶画面を搭載し、音声ガイダンスと連動してカラー液晶画面によるイラストと文字のガイダンス機能を有すること。 AED を開けると自動的に電源が入ること。 操作に戸惑わないようにボタンは 1 つであること。 傷病者の状態の変化を自動認識し、電気ショックが必要と判断した後、必要でない状態に変化した場合に、電気ショックを自動的にキャンセルする機能を有すること。
電極パッド	電極パッドは接続した状態で保管できること。 電極パッド使用後または使用期限経過後は速やかに交換すること。 なお、交換にかかる一切の経費は契約金額に含まれるものとする。 未就学児（8 歳未満対象）電極パッドが使用可能であること。 もしくは未就学児/小学生から大人のモード切換スイッチを搭載する AED であること。
表示機能	バッテリー残量 5 段階表示、点検必要（本体異常・パッド異常・バッテリー異常）表示等があること。 セルフテストの結果、異常がある場合には、音と表示によって知らせる機能があること。
記録機能	除細動時の時刻歴を付した心電図を内部メモリに記録できること。 また、AED 本体の時刻を自動で補正する機能を有すること。
セルフテスト機能	毎日、機器が自動的に回路をチェックし、状態を表示できること。 セルフテストの結果を確認するインジケータは 1 種類であること。
遠隔監視システム	AED のセルフテストの結果を Web 上で確認でき、電極パッドの使用期限及びバッテリーパックの残量（1 % 単位）を確認できる AED 遠隔監視システムを有すること。また、異常を検知した際やバッテリーパック、電極パッドの交換時期にはメールにて通知を行えること。 なお、AED 遠隔監視システムの使用に際し、設置場所の電源使用

	<p>や配線工事が不要であること。</p> <p>機器のセルフテストの結果（機器に装着されている電極パッドの期限、1%単位のバッテリーパック残量、機器の異常の有無）や、機器の耐用期間等をまとめたレポートで指定したタイミング（1.2.3.6.12ヶ月）で、賃借人の操作なしでPDFでメール送付すること。</p> <p>AEDを使用した際に、AED本体内に保存されている救助データを現場で抽出できること、かつAED遠隔監視システムを介して抽出可能な機能を有すること。</p>
ガイドライン対応	ガイドライン 2020 対応機種であること。
コールセンター	質問、故障、消耗品交換等の対応をスムーズに行うため、24時間365日対応可能であること。
消耗品の交換	バッテリー等必要な消耗品の補充は速やかに行うこととし、交換に要する一切の費用は契約金額に含まれるものとする。 郵送は不可とし、直接交換作業を行うこと。
保 守	契約期間中、故障、盗難、破損等の場合、機器の交換、修繕等は無償で行うこと。 AEDが故障した際、不具合発生時は、修理業を取得した県内の製造元メーカーが対応すること。
搬入・搬出	機器の設置は受注者が行うものとし、設置作業にあたっては、別途発注者が指定する日時に指定する場所に設置した上で、電源を投入し良好に動作することを確認すること。 納品時、AEDの取扱説明書を逗子市職員及び各設置場所である逗子市地域活動センター指定管理者に実施すること。 なお、搬入・搬出等の費用及び壁掛け用器具の設置費用については契約金額に含まれるものとする。
設置場所・方法等	別紙のとおり

8 附属品 機器1台に対し次の付属品（未使用）を要する。

電池パック		1本
電極パッド	小学生から大人用（8歳以上）	2組
	未就学児用（1歳以上8歳未満） ※未就学児/小学生から大人のモード切換スイッチを搭載しないAEDの場合	1組
レスキューセット	衣服切除用ハサミ、かみそり、ガーゼ又は不織布、人工呼吸用マスク、感染防止用手袋	1セット（ケース又は袋付き）
キャリングケース	AED、電池パック、電極パッド、レスキューキット、遠隔監視システムをすべて収納し、持ち運べること。	1個
壁掛け用器具		1台
説明書	取扱説明書及び簡易説明書	各1冊
表示板又はシール	AEDの設置を示す表示板又はシール	2枚

9 その他 本仕様に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上定めるものとする。

別 紙

設置場所一覧

通番	施設名	住所	設置位置	設置方法
1	桜逗会館	逗子市逗子3丁目4番7号	会館室内・入口付近 ・壁（適当な高さ）	ネジ留め
2	逗子桜山コンフォート ガーデン自治会館	逗子市桜山5丁目40番1号	会館室内・入口付近 ・壁（適当な高さ）	ネジ留め
3	東逗子会館	逗子市沼間2丁目1番1号	会館室内・入口付近 ・壁（適当な高さ）	ネジ留め
4	アーデンヒル自治会館	逗子市沼間3丁目21番1号	会館玄関前・専用ボ ックス・壁	ネジ留め
5	グリーンヒル自治会館	逗子市沼間5丁目17番1号	会館玄関前・専用ボ ックス・壁	ネジ留め
6	興人東逗子自治会館	逗子市沼間6丁目7番1号	会館室内・入口付近 ・壁（適当な高さ）	ネジ留め
7	山の根親交会館	逗子市山の根3丁目13番15 号	会館室内・入口付近 ・壁（適当な高さ）	ネジ留め
8	ハイランド自治会館	逗子市久木8丁目8番90号	会館室内・入口付近 ・壁（適当な高さ）	ネジ留め
9	亀が岡自治会館	逗子市小坪1丁目30番1号	会館室内・入口付近 ・壁（適当な高さ）	ネジ留め
10	小坪東谷戸会館	逗子市小坪6丁目7番11号	会館室内・入口付近 ・壁（適当な高さ）	ネジ留め
11	小坪大谷戸会館	逗子市新宿4丁目15番26号	会館室内・入口付近 ・壁（適当な高さ）	ネジ留め
12	久木会館	逗子市久木2丁目1番1号	会館室内・入口付近 ・壁（適当な高さ）	ネジ留め
13	池子会館	逗子市池子2丁目10番10号	会館室内・3階和室 入口前廊下・壁（適 当な高さ）	ネジ留め
14	新宿会館	逗子市新宿2丁目2番24号	会館室内・入口付近 ・壁（適当な高さ）	ネジ留め

壁掛け用器具所要台数

計 14 台

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らがを行い、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。